

外貨定期預金 契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

この書面をよくお読みください

- 外貨定期預金は、期間の定めのある外国通貨預金です。
- 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、解約・払戻時に為替差損が生じお受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初預入時の円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

・ 外貨定期預金への預入および払戻は、外貨普通預金との間での振替の場合、為替コストはかかりません。ただし、円普通預金口座から外貨普通預金口座への預入は、当社が取引可能な市場実勢為替レートを基準として、当社所定の為替コストをご負担いただきます。そのため、預入時と外貨普通預金への払戻時の為替レートに変動がない場合でも、片道の為替コストがかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

- 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、当初預入時よりも為替相場が円高に推移していたときは、解約・払戻時に為替差損が生じます。その場合、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初預入時の円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 南アランドは他の通貨と比較して政府の通貨政策や市場環境の変化などにより、流動性の低下、市場機能の低下および規模の縮小の可能性があります。また、上記の状況次第では、新規の取引の停止や払戻

の停止をする場合があります。当該通貨のお取引にあたっては、これらのリスクがある点をご理解のうえ、お取引ください。

- 外貨定期預金の取引の最終判断は、本書面に記載されている事項を十分ご理解のうえ、お客さまの知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らし、必ずお客さま自身で行っていただきますようお願いいたします。

〔商号・住所〕 GMO あおぞらネット銀行株式会社 東京都渋谷区道玄坂1-2-3

〔商品の概要〕

商品名	外貨定期預金
商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのある定期預金です。
預金保険制度	預金保険の対象外です。
ご利用いただけるお客さま	1. 当社に円普通預金口座（決済用預金口座を含みます）と外貨普通預金口座を開設いただいている満 18 歳以上の個人のお客さま・個人事業主のお客さま、法人（国内事業法人）のお客さま 2. 当社に円普通預金口座（決済用預金口座を含みます）と外貨普通預金口座を開設いただいている満 13 歳以上の未成年の個人のお客さま ※満 13 歳以上の未成年の個人のお客さま（以下「未成年のお客さま」といいます。）は、親権者または後見人（以下「法定代理人」といいます。）による当社所定の同意手続が必要です。
利用時間	1. 取引可能時間 原則、月曜 7:00～土曜 6:55 （米国サマータイムは、月曜 7:00～土曜 5:55） 2. 当社所定のシステムメンテナンス処理により、外貨普通預金口座でのお取引がご利用いただけない場合があります。
預入期間	当社 Web サイト表示する預入期間を適用します。 期間指定方式で、満期日はご指定いただけません。
口座維持手数料	手数料はかかりません。
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額	お客さまの円普通預金口座または同一通貨の外貨普通預金口座からの振替による預入となります。 ※円貨からの振替は外貨を買い付ける方法によって行います。 米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、NZ ドル、カナダドル、スイスフラン：10 通貨単位以上

<p>(3) 預入限度額</p> <p>(4) 預入単位</p> <p>(5) 預入上限</p> <p>(6) 預入通貨</p> <p>(7) 端数処理</p> <p>(8) 預入の停止</p>	<p>南アランド：100 通貨単位以上 制限はありません。</p> <p>※未成年のお客さまの場合、預入時の円貨を基準とし、1月1日から12月31日までの1年間の新規預入限度額を外貨普通預金と外貨定期預金を合わせて100万円の範囲内とします(以下「年間預入限度額」といいます。)。その年の年間預入限度額のうち利用しなかった分を翌年以降に繰り越すことはできません。本預金を円普通預金口座へ払戻いただいても、年間預入限度額のうち利用した分を再利用することはできません。</p> <p>1 補助通貨単位まで預入可能</p> <p>1 取引あたりの預入上限は100万通貨とします。</p> <p>※未成年のお客さまの場合、年間預入限度額の範囲内となります</p> <p>米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、NZドル、カナダドル、スイスフラン、南アランド</p> <p>引落円貨額は1円未満を切上げ、預入外貨額は1補助通貨単位未満を切捨てます。</p> <p>未成年のお客さまは、法定代理人から未成年のお客さまの利用停止の申入れがあった場合、新規預入を停止いたします。この場合において、当社がお客さまの利用停止の申入れを受け付けたときに、本預金の取引に関する法定代理人の同意の撤回がなされたものとみなします。</p> <p>なお、新規預入を再開する場合、当社所定の同意手続により再開を受け付けます。</p>
<p>払戻・解約</p> <p>(1) 払戻方法</p> <p>(2) 払戻単位</p> <p>(3) 注文上限</p> <p>(4) 端数処理</p> <p>(5) その他</p>	<p>お客さまご本人名義の同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。</p> <p>※現金（円貨・外貨とも）でのお支払いは行っておりません。</p> <p>1 補助通貨単位まで払戻可能</p> <p>制限はありません。</p> <p>払戻外貨額は1補助通貨未満の端数を切捨てます。</p> <p>相続が発生した場合には、すべての外貨定期預金をご解約いただきます。</p>
<p>利息</p> <p>(1) 適用金利</p>	<p>市場金利動向に応じて毎日決定し、当社 Web サイトおよびインターネットバンキングに表示する外貨定期預金金利を適用します（固定金利）。金利は預入方法と通貨により異なります。適用</p>

<p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<p>金利は各通貨の金利情勢に応じて変更します。</p> <p>満期日に元金・利息ともお客様の同一通貨の外貨普通預金口座に外貨通貨建てで、各通貨別にお支払いいたします。</p> <p>元金 10 通貨単位以上について、付利単位を 1 補助通貨単位とした 1 年を 365 日とする日割計算（1 補助通貨単位未満の端数切捨て）を行います。</p>
<p>税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人のお客様 <ul style="list-style-type: none"> 【利息】 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む）、地方税 5%）の税率により源泉徴収されます（源泉分離課税）。マル優の取扱いはありません。 【為替差益】 総合課税（雑所得として確定申告が必要）が適用されます。ただし年収 2,000 万円以下の給与所得者で、給与所得および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間 20 万円以下の場合には申告不要です。 ※為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。 ● 個人事業主のお客様： <ul style="list-style-type: none"> 【利息】 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含みます）、地方税 5%）の税率により源泉徴収されます（源泉分離課税）。マル優の取扱いはありません。 【為替差益】 法人税の課税所得に含まれますので、法人税の確定申告が必要となります。 ● 法人のお客様 <ul style="list-style-type: none"> 【利息】 利息に対して 15.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む））の税率により源泉徴収されます。 【為替差益】 法人税の課税所得に含まれますので、法人税の確定申告が必要となります。 <p>※ 詳しくは、お客様ご自身で税務署または公認会計士、税理士にご相談ください。</p>
<p>為替手数料</p>	<p>円普通預金口座から外貨定期預金口座に預け入れの際の取引レート（TTS）と、外貨定期預金を外貨普通預金口座に払戻後、外貨普通預金口座から円普通預金口座に払い戻す際の取引レート</p>

	<p>(TTB) には、当社所定の以下の為替手数料が含まれています。</p> <p>米ドル：1 米ドルあたり最大 10 銭 ユーロ：1 ユーロあたり最大 20 銭 英ポンド：1 英ポンドあたり最大 36 銭 豪ドル：1 豪ドルあたり最大 28 銭 NZ ドル：1NZ ドルあたり最大 26 銭 カナダドル：1 カナダドルあたり最大 26 銭 スイスフラン：1 スイスフランあたり最大 30 銭 南アランド (※)：1 南アランドあたり最大 18 銭</p> <p>※ 外国為替相場の変動等により変更されることがあります。 ※ キャンペーン等の実施により、上記よりも低い為替手数料が適用になる場合があります。 ※ 南アランドは、南アフリカランドのことを指します。</p>
中途解約	<p>満期日前の解約は原則としてできません。ただし、お客さまより当社所定の方法により満期日前にこの預金の全部を解約する旨の申出があり、かつ当社が認めた場合に限り解約することができます。この場合の利息は無利息とします。</p> <p>なお、この預金の一部のみを解約することはできません。</p>
付加できる特約事項	該当ありません
お問い合わせ先	<p>GMO あおぞらネット銀行カスタマーセンター 電話番号 0120-579-835 (携帯電話・IP 電話からは、03-6387-3213)</p> <p><受付時間> 月曜日～金曜日 9：00～16：00 12 月 31 日～1 月 3 日、祝日、振替休日を除く。</p>
当社が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
対象事業者となっている認定投資者保護団体	該当ありません
その他参考となる事項	<p>・ 当社では、お客さまとの取引から生じるリスクの相殺を目的とし、カバー取引を行っております。</p> <p>そのため、カバー取引先のシステム不具合により外貨普通預金の取引ができない事象が生じた場合には、お客さまの希望するタイミングでの取引（預入・払戻）が成立しない、または成立しづらくなる場合があります。なお、取引が成立しない、または成立しづらい状況が継続する場合には、取引</p>

	<p>可能時間内であっても当社の判断で取扱いを一時停止することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場為替レート的大幅な変動があり、お客さまに提示したレートでの約定が困難である場合、お取引が成立しない場合があります。 ・ 当社では外貨定期預金のお取引時に必要に応じて「外貨定期預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)」(本書面となります。以下単に「外貨預金等書面」といいます。)を交付いたします。 ・ 外貨預金等書面の内容を変更する場合、当社はお客さまに対して内容変更後の外貨預金等書面を交付いたします。ただし、この場合において、外貨預金等書面の交付に代えて当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下「契約変更書面」といいます。)をお客さまに交付する場合があります。 ・ 当社がお客さまに対して外貨預金等書面又は契約変更書面を交付した場合、お客さまは当社所定の期間内に当該書面を確認し、その内容に同意していただけない限り外貨定期預金のお取引ができません。 ・ 当社がお客さまに対して外貨預金等書面または契約変更書面の交付を行っている場合については、法令の定めに従って契約締結時交付書面の交付は行わないものとし、お客さまはこれに同意するものとします。 ・ なお、外貨定期預金のお取引については、通帳の発行はありません。成立した契約内容や残高等については、当社インターネットバンキングの明細照会画面にてご確認ください。 ・ 以下の特定投資家に該当するお客さまについては、当社所定の方法(詳細は当社 Web サイトに記載しております。)により一般投資家への移行をお申し出いただけます。なお、当社では特定投資家に該当するお客さまであっても、その取扱いにおいては一般投資家とは区別して取り扱わず、法律上除外されるルールについても一般投資家と同様の対応を行うものとします。 <p>※一般投資家に移行可能である特定投資家に該当するお客さま</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 ② 金融商品取引法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金 ③ 預金保険機構
--	--

	<ul style="list-style-type: none">④ 農水産業協同組合貯金保険機構⑤ 保険業法第 259 条に規定する保険契約者保護機構⑥ 特定目的会社⑦ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社⑧ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が 5 億円以上であると見込まれる株式会社⑨ 金融商品取引業者または金融商品取引法第 63 条第 5 項に規定する特例業務届出者である法人⑩ 外国法人
--	--

(2025 年 1 月 6 日現在)